

令和7年度第1回久留米市情報公開・個人情報保護審議会会議概要

日 時：令和7年9月16日（火） 午前10時00分～11時10分

場 所：久留米市役所本庁舎3階 307会議室

出席者：神原会長、岡委員、小路口委員、宮崎委員、藏守委員 以上5名

事務局：大久保室長、森田課長補佐、橋本主査、石丸主任主事

市民税課：物部課長、松延主査

議事の概要

- 1 令和6年度個人情報保護・情報公開制度運用状況等報告、特定個人情報の取扱いに関する監査結果及び監査指摘後の対応状況、個人情報の目的外利用及び外部提供に係る運用状況

—事務局から報告—

（A委員）法人等に関する情報に該当するかどうかについて、久留米市は法人等に確認しているのか。

（事務局）ほとんどの場合、法人等に確認することなく市で判断している。不開示とするかどうか疑義がある場合は、制度上意見照会をすることができるが、実際に意見照会することは少ない。

- 2 個人住民税賦課事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の評価の再実施について

—市民税課から説明—

（B委員）既に申告は電子化されているのではなかったか。ふるさと納税の納税額、確定申告のデータは、eLTAXを通じて反映されているはずだが、別のシステムなのか。

（市民税課）既に電子化されているのは確定申告である。また、eLTAXを通じてのデータ受領は現在も行っている。今回電子化されるのは、個人住民税申告である。

（C委員）個人住民税申告をするのは、どんな場合か。

（市民税課）所得税は変わらないが、住宅ローン控除の適用、保険料控除等で住民税が減額になる場合などである。件数は、確定申告よりは少ない。

（B委員）eLTAX自体も令和8年から導入するのか。

（市民税課）eLTAX自体はすでに導入しており、eLTAXを通じて給与情報、年金情報等の住民税の賦課に使う課税の情報は、別途受領している。

（B委員）eLTAXと接続する情報システムが電子化されるということか。

（市民税課）eLTAXに個人住民税申告の機能が追加されるというイメージである。

（A委員）追加資料4ページの申請管理システムが新しく追加されるものなのか。

（市民税課）今回新しく追加されるシステムの一つである。フロー図上部の住民については、申告等情報と、税額通知証明等の相互のやりとりだけが今までの流れだった。

そこに、電子で個人住民税申告をする場合の流れが追加された。

（C委員）マイナポータル、市町村ホームページ、eLTAXホームページから申告するのか。

(市民税課) 個人住民税申告ポータルで入力し、申告していただくことになる。個人住民税申告ポータルにアクセスするためのリンクが市町村のホームページ等にあって、リンク先の個人住民税申告ポータルで申告するという流れである。

(D委員) 個人住民税申告ポータルで申告できるのは、マイナンバーカードを持っている人のみなのか。

(市民税課) そうである。

(A委員) 個人住民税申告ポータルとマイナポータル申請管理は、久留米市に設置するわけではないということによいか。

(市民税課) そうである。久留米市の中にサーバーを置いて管理するシステムではないが、個人住民税の賦課課税事務において必要な課税資料を、それらのシステムを通じて、入手するという流れになるので、特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムに追加している。

(B委員) 個人住民税申告ポータルとマイナポータル申請管理の他システムとの接続はどうなっているのか。

(市民税課) 個人住民税申告ポータルからマイナポータル申請管理には自動で税データが連携され、申請管理システムは、自動でマイナポータル申請管理から定期的に情報をダウンロードする。

(D委員) 住民が操作するのはどのシステムか。

(市民税課) 住民が操作するのは個人住民税申告ポータルである。マイナポータル申請管理は、住民も職員も操作しない。職員は、マイナポータル申請管理から申請管理システムに取り込んだ情報を利用する。

(A委員) 委託事業者には何を委託するのか。

(市民税課) 申請管理システムを含む番号連携システムの運用・保守である。

—結論 評価書については、特に問題なしとする。—

3 その他

次回の開催予定について連絡

以上